

## 国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院オープンカウンター参加説明書

### 1 対象案件

国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院の調達する少額の物品購入、物品製造（印刷を含む。）及び役務の提供

### 2 公開方法

対象案件の公開は、ホームページへの掲載により行う。

### 3 参加資格

見積合わせに参加することができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」又は「役務の提供等」で、競争参加資格を有する者であること。（資格の等級については案件ごとに指定する。）ただし、競争参加資格を有しない者でも、十分な履行能力があると認められる場合は、競争参加資格を有する者と同等に扱う。
- (2) 国立研究開発法人国立がん研究センター契約事務取扱細則第6条及び第7条に該当しない者であること。
  - ①当該契約を締結する能力を有しない者
  - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - ④国立研究開発法人国立がん研究センター反社会的勢力への対応に関する規程（平成28年規程第48号）第2条各号に掲げる者
  - ⑤以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）
    - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 本競争の期間中、国立研究開発法人国立がん研究センターより指名停止措置が講じられていない者であること。また、指名停止措置を講じられた者に再委託を予定する者、若しくは指名停止措置を講じられた者から仕入れを予定する者は、本競争には参加することができない。

国立がん研究センターHP > その他情報 > 調達情報 > 指名停止情報を参照  
<https://www.ncc.go.jp/jp/other/chotatsu/index.html>

- (4) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
  - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (5) 参加者は、次の事項について、遵守すること。
- ①国立研究開発法人国立がん研究センターの規則等を遵守し、不正に関与しないこと
  - ②内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
  - ③不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
  - ④国立研究開発法人国立がん研究センターの構成員から不正な行為の依頼等（要請、誘導、強要、圧力、助長、支援、提案、示唆等、不正行為への関与や共犯を誘発し得る全ての行為）があった場合には通報すること
- (6) その他、対象案件ごとに見積合わせの参加に必要な資格を設定している場合は、当該資格を有する者であること。

#### 4 見積書の提出

- (1) 見積合わせに参加する者は、本説明書、公示文書、仕様書等に従って、見積書を作成しなければならない。この場合において、本説明書、公示文書、仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。  
なお、見積書提出後、これらについて不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書の様式は任意（公示文書等において、様式、記載方法等が示されている場合はそれによるものとする。）とするが、「品名（型番含む）・単価・数量・金額」の項目は必ず記載すること。なお、見積金額について 金額は総額で記載することとし、見積もった金額の110分の100に相当する金額（以下「税抜き価格」という。）を記載すること。
- (3) 見積書は、公示文書に示された日時までに提出しなければならない。
- (4) 見積書は、次の内容により電子メールで送信し、送信後、電話により到達確認を実施すること。

件名：【オープン】「案件名称」書類の提出について

※宛先については公示文書に記載された調達担当者に確認すること

※ 電子メールで送信できない場合は、公示文書に記載の場所に、持参又は郵送することでも差し支えないが、郵送する場合、書留郵便により公示文書に記載の期限までに**必着**で送付すること。

- (5) 見積書に会社の名称・所在地、代表者（又は代表者から委任を受けた者）の役職・氏名、担当者氏名・連絡先、見積書番号を記載した場合、押印を省略することができる。
- (6) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。
- (7) 見積書の作成、提出等に係る費用は、見積合わせに参加する者が全てを負担する。
- (8) 見積書提出の際に、前記3(1)及び(5)の参加資格を持つことを証明する書類の写し等を提出しなければならない。

## 5 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 提出期限までに提出されなかった見積書
- (2) 参加資格のない者から提出された見積書
- (3) 記名押印を欠く見積書（ただし、発行権者の氏名、担当者の氏名及び連絡先が明記されている場合は押印を省略することができる）
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 明らかに連合によると認められる見積書
- (7) 同一の案件について2通以上提出された見積書
- (8) 前各号のほか、当センターの指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備せず提出された見積書

## 6 契約の相手方の決定

- (1) 見積合わせは、原則、公示文書に示された見積書提出期限の後、速やかに非公開で行うこととし、有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を見積もった者を契約の相手方とする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格見積者が2者以上あるときは、くじ引きで決定する。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知し、参加することができない場合は、その者に代わって当センターの契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積がないときは、当センターが選定した者へ見積りを依頼することができる。
- (4) 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当センター

のホームページ等で契約者及び契約金額を公表する。

- (5) 契約の相手方を決定するために必要な場合は、追加資料の提出を求めることがある。

#### 7 契約の締結等

- (1) 契約書の作成の要否等については、調達担当者の指示に従うこと。調達担当者の指示に従えない者は、その見積りの効力を失う場合がある。また、契約の相手方に決定した者が正当な理由なく契約を結ばないときは、損害賠償の請求等を受けることがある。
- (2) 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等、不正不誠実な行為をした場合には、契約の解除、指名停止等の措置、損害賠償の請求等を受けることがある。

#### 8 その他

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 支払は、原則、納入完了を確認した月の翌々月末払いとする。
- (3) 契約保証金については、これを免除する。
- (4) 都合により、見積合わせを取りやめることがある。

以上